

最高裁秘書第338号

令和5年2月20日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

令和5年1月16日付け（同月19日受付、第040502号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法行政文書開示手続における写しの交付の手数料を収入印紙で納付させる法的根拠について検討した文書（令和4年中に作成したもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）